

第 18 号議案参考資料

議 案 名

桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

1 提案理由

放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置が終了することに伴い、当該資格要件に係る規定を整備したいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

放課後児童支援員の資格要件を満たす者として、放課後児童健全育成事業の従事日から2年を経過する日の属する年度の末日までに都道府県知事等が行う研修を修了する予定である者を加える。（第10条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日